

開発行為等の許可の基準に関する条例第5条第2号に係る区域図（下松市）⑥

※この条例区域から災害リスクの高い区域（災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域（想定浸水深3m以上の土地の区域に限る。）等）を除外する。

縮尺
A1印刷 S=1/2,500
A3印刷 S=1/5,000

